

小・中学校の指定学校変更について

市では小・中学校の通学区域について規則で定めていますが、次に該当するときは、保護者の申し立てにより、指定した就学校を変更することができる場合があります。

▶区域外就学（指定学校変更）許可基準

No	願出の種類	該当学年	許可基準	許可期限	添付書類
1	最終学年	小学6年生 中学3年生	最終学年途中で転居・転出し、通学上および指導上支障がない場合。	卒業まで	—
2	学期途中	小学1～5年生 中学1～2年生	学期途中で転居・転出し、通学上および指導上支障がない場合。	学期末まで	—
3	住宅新築および 転居予定	全学年	家屋登記、住宅ローンなどの融資手続きのため住民票のみ異動した場合。 自宅の新築およびマンション・アパートの入居などによる転入、転居予定があり通学に支障がない場合。	入居予定日まで	建築確認書 工事請負契約書 売買契約書 賃貸契約書
4	両親共働き等 留守家庭	小学校全学年	保護者が共働きなどにより留守になる家庭で、祖父母などの家から就学する場合、その通学区域。	事由の存する期間	勤務証明書 営業証明書
5	身体的および 精神的理由	全学年	身体的理由で、通学途中の安全確保のため、指定通学区域外の学校に就学する場合。 登校拒否が客観的に予想される場合。	事由の存する期間	医師の証明書 学校長の意見書
6	家庭の事情により、住所異動 ができない方	全学年	市内に居住していることが証明された場合、通学区域内の学校へ就学。	住民登録が行われるまで	賃貸契約書 居住証明書(民生児童委員等)
7	特別支援学級 に入級する方	全学年	就学指定校に該当する特別支援学級がない場合。	就学指定校に該当する特別支援学級が設置されるまでの期間	—
8	地域の事情	全学年	教育委員会が、指定校の変更を認めている地域。（許容地域）	卒業するまで	—
9	その他	全学年	上記以外で、特別の事情がある場合。	適切と判断する期間	その都度必要とする書類

▶指定学校を変更することができる場合の手続き

平成22年度に入学する方については、保護者から就学すべき学校の変更願を2月12日(金)までに提出してください。教育委員会による審査後、変更承諾書を交付します。（その他の方については、随時受け付けます）

▶相談・申請・問い合わせ 教育総務課庶務担当 ☎556-8311

就学援助費

経済的な理由により就学が困難な、小・中学校児童生徒の保護者に、就学費用の一部を援助しています。お困りの方は、ご相談ください。

▶対象

- ①市民税が非課税の世帯
- ②児童扶養手当（児童手当とは異なります）を受給している世帯
- ③その他、経済的に就学援助費が必要と認められる世帯など

▶援助内容

学用品費、給食費、修学旅行費、医療費など ※詳細は市ホームページをご覧ください。ただか、下記まで問い合わせください。

▶相談・申請・問い合わせ

各学校または教育総務課財務施設担当 ☎556-8311

教育振興奨励金

市では、市内で教育振興に沿った活動を行っている個人や団体の皆さんを対象にした奨励金を交付しています。

▶申請期間 2月1日(月)～19日(金)

▶対象

- ①学校教育関係（学校教育の充実、向上について調査・研究をする場合）
- ②社会教育・社会体育関係（社会教育、スポーツ活動および青少年の非行化防止活動の充実・向上のための事業）

▶交付限度額

- ①学校教育関係 【個人】5万円 【団体】10万円
- ②社会教育・社会体育関係 【個人】5万円 【団体】20万円

▶申し込み・問い合わせ

教育総務課庶務担当 ☎556-8311

